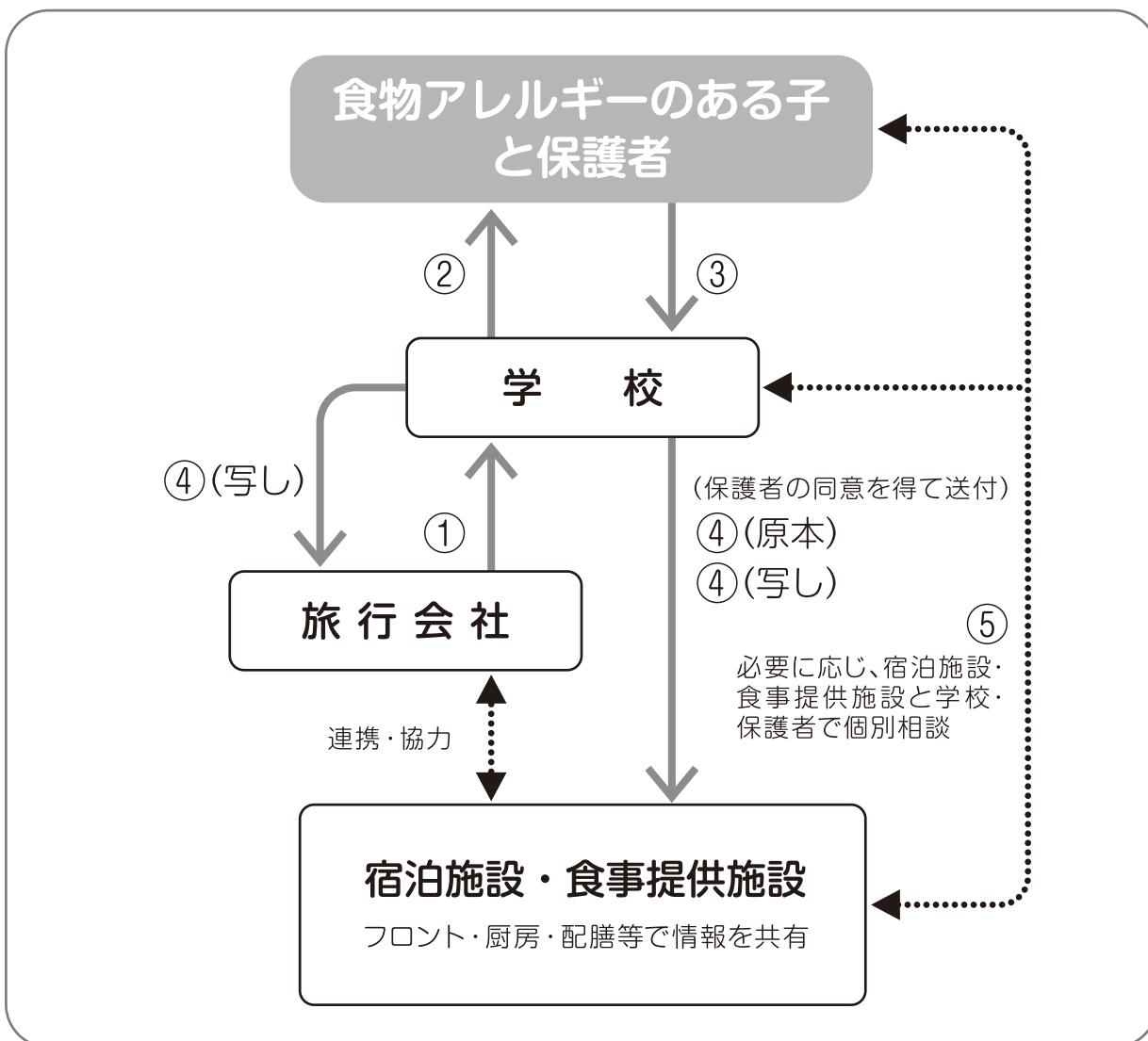


4 「食物アレルギー事前調査票」の情報の流れ



- ①旅行会社から、京都府に修学旅行等にくる学校へ、事前調査票を提供・依頼
- ②学校から、食物アレルギーのある子どもの保護者に事前調査票を配布
(基本的には、学校における健康調査で食物アレルギーのある子どもを対象に事前調査票を配布しますが、入学直後等により把握ができていない場合など学校の状況に応じて全員配布の対応も可)
- ③保護者は、主治医と相談の上で事前調査票を記載し、学校へ提出
- ④学校は、事前調査票を回収し、修学旅行等の出発1か月前までに原本を宿泊施設に、写しを食事提供施設、旅行会社に送付
- ⑤必要に応じ、宿泊施設・食事提供施設と学校・保護者が具体的な調理内容について相談
宿泊施設・食事提供施設のフロント、厨房、配膳の担当者で情報共有し、事故防止のための確認に使用